「秋のこどもまんなか月間」
11月は、オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間です

子育て応援課子育てサポート係☎0824-73-0051

児童虐待って？



▪身体的虐待
叩く、蹴る、戸外に長時間閉め出すなど
▪ネグレクト
適切な衣食住の世話をしない、家や車内に放置するなど
▪心理的虐待
脅す、無視をする、ＤＶ（夫婦げんかなど）を見せるなど
▪性的虐待
わいせつな行為、性的行為の強要など
※虐待かな？と思ったら、まずは**189**（イチハヤク）にお電話を！

「しつけ」が行き過ぎると虐待になることがあります

「しつけ」とは、子どもを自立させるための教育のことで、恐怖心を与え無理に従わせる「体罰」とは異なります。「体罰」や怒鳴ったりすることは、子どもの成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヤングケアラーって？

本来、大人（親）が担う家事や世話を日常的に行い、学業や友人関係に影響が出ている子どもや若者の事をヤングケアラーといいます。

地域の見守り・つながり

子育て家庭やヤングケアラーにとってつらいのは、孤立することです。日頃から気軽なあいさつや声掛けが、地域の温かさを感じ「1人ではない」という安心感につながります。

子育て中のあなたへ

子どもの笑顔や成長は、かけがえのない瞬間の連続ですが、その半面で誰しも「不安」や「イライラ」を感じ自分を責める事もあります。
子育てや親子関係のことなどでお悩みの際は、お気軽にご相談ください。



▼こども家庭庁 親のための相談ライン
LINE

▼北部こども家庭センター
☎0824-63-5181（代表）
内線：2310・2311

▼子育て応援課
☎0824-73-1243



11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

子育て応援課子育てサポート係☎0824-73-0051

DVってどんなこと？

DVとは、配偶者（夫または妻）や恋人など親密な関係にある相手からの暴力のことです。
DVは、**身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・デジタル暴力**など、さまざまな形で現れます。
夫婦間や恋人同士であっても、暴力は犯罪です。これらの暴力で相手を支配しようとする行為は許されるものではありません。
被害者は自分が被害者だという認識がなかったり、周りの人に暴力を受けていることを隠したりすることがあります。

DVと夫婦げんかは何が違うの？

1番の違いは**「対等な立場にあるかどうか」**です。
お互いに意見を言う一時的な衝突である夫婦げんかに対して、DVは力関係が一方的で、殴る・怒鳴る・脅す・監視するなど、暴力や威圧を繰り返し、相手をだまらせ支配するという不平等な関係です。

1人で抱えていませんか？

相談は匿名で行うことができます。ご相談ください。

▼内閣府 DV相談プラス
☎0120-279-889

▼DV相談ナビ
☎#8008（は・れ・れ・ば）

▼北部こども家庭センター
☎0824-63-5181（代表）
内線：2313

▼庄原警察署
☎0824-72-0110
（24時間対応）

▼子育て応援課
☎0824-73-1243

庄原市DV・児童虐待防止講演会

映画「五月の雨」の上映と、庄原市DV・児童虐待防止講演会を開催します。

とき
12月11日㈭18時30分～20時
12月12日㈮10時～12時
※講演会は12日の映画上映後のみです。

ところ 庄原自治振興センター

講師
弁護士　寺本（てらもと）　佳代（よし）さん